

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 1 事業概要

要介護者の在宅生活を可能にするため、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービス

## 2 人員、設備基準の概要

### (1) 人員基準

| 職 種                  | 員 数 ・ 資 格  |
|----------------------|--|
| オペレーター<br>(随時対応サービス) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供時間帯を通じて1以上</li> <li>・ 1人は常勤の看護師，介護福祉士，医師，保健師，准看護師，社会福祉士又は介護支援専門員であること</li> <li>・ 利用者の処遇に支障がない場合，1年以上（初任者研修課程・旧2級課程修了者は3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者とする事が可能</li> <li>・ 専従であること。</li> </ul> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は，当該事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所，指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することが可能</p> <p>※ 施設等が併設されており，入所者等の処遇に支障がない場合は，施設の職員をオペレーターとすることが可能。ただし，当該職員が定期巡回サービス，随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は，当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない。</p> <p>※随時対応サービスの提供に支障がない場合は，随時訪問サービスに従事することが可能</p> |
| 訪問介護員等<br>(定期巡回サービス) | 必要数  |
| 訪問介護員等<br>(随時訪問サービス) | <p>提供時間帯を通じて1以上</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は，当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することが可能</p>  |
| 看護師等<br>(訪問看護サービス)   | <p>保健師，看護師，又は准看護師<br/>常勤換算方法で2.5以上（うち1人以上は常勤の保健師又は看護師）</p> <p>理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士<br/>適当数</p>   |
| 計画作成責任者              | <p>上記従業者のうち，以下のいずれかから1人以上を選任<br/>看護師，介護福祉士，医師，保健師，准看護師，社会福祉士又は介護支援専門員</p>  |
| 管 理 者                | <p>常勤専従1人</p> <p>※ 管理上支障がない場合，当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可</p>   |

※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，かつ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合は，常勤換算方法で2.5人以上配置されていることで，双方の基準を満たす。なお，これに加えて指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け，一体的に運営する場合は，さらに常勤換算方法で2.5人以上の看護職員の配置が必要。

### (2) 設備基準

| 設 備          | 面 積 等   |
|--------------|---|
| 事 務 室        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の運営を行うために必要な広さの専用の事務室（同一敷地内の他の事業所，施設等と兼用する場合は，必要な広さの専用区画）</li> <li>・ 利用申込の受付，相談に対応する適切なスペース</li> <li>・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な設備・備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮）</li> </ul>  |
| その他必要な設備及び備品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器（ただし，当該事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって，オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは不要）</li> <li>・ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器</li> <li>・ 利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器（ただし，利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合はこの限りでない。）</li> </ul> |

※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と指定夜間対応型訪問介護の事業とが，同一の事業所で一体的に実施されているときは，指定夜間対応型訪問介護の事業の設備基準を満たすことをもって，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の設備基準を満たすものとみなす。